

空き家活用定住対策補助金制度

空き家バンクを活用して成立した売買、賃貸などに対し、空き家購入・リフォームおよび賃貸物件の入居者が行うリフォームに要する費用として、最大300万円を助成する補助制度があります。

<p>○補助対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家バンクを通して、空き家に入居される方 ・住宅を所有されていない方 ・対象物件の所有者と3親等以内の親族でない方 ・市町村税などの公租公課を滞納されていない方 <p>○補助対象物件</p> <p>昭和56年6月以降に建設された一戸建て住宅などとなりますが、次の要件を満たすものは対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修工事が完了している ・耐震診断が1.0以上と診断されている ・本事業による改修などと同時に耐震改修などを行う住宅 	<p>○補助対象事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家購入に要する費用 ・空き家を購入後、リフォーム工事をする場合に要する費用 ・空き家を購入後、新築する場合の取り壊し費用 ・空き家を賃借される方が行うリフォームに要する費用 <p>○対象リフォーム工事</p> <p>対象のリフォーム工事の内容については、訓子府町商工会住環境リフォーム促進事業実施要綱に定める改修工事によります。例えば、家具の購入費用や住居と別棟の物置・車庫などの改修は対象外です。</p> <p>詳しくは、企画財政課まで。</p>
--	--

	補助対象者	補助基準	
		補助率	限度額
1	町内居住者で空き家などに入居された方	1/2	150万円
2	上記で中学生以下の子どもが同居される方	2/3	200万円
3	町外からの移住者で空き家などに入居された方	1/2	200万円
4	上記で中学生以下の子どもが同居される方	2/3	300万円

実績

	空き家バンク実績		空き家活用定住対策補助金実績	
	売 買(件)	賃 貸(件)	交付対象者(人)	交付決定額の内訳
平成27年度	1	1	1	300万円×1人=300万円
平成28年度	6		3	200万円×3人=600万円
計	7	1	4	900万円

※平成27年度：平成27年7月～平成28年3月
 ※平成28年度：平成28年4月～平成29年1月末時点

空き家バンク登録協力報償金

各町内会・実践会区域にある空き家の所有者に「訓子府町空き家バンク制度」を知らせていただき、所有者が空き家バンクに登録した場合に、町内会・実践会に1件当たり5,000円の謝礼を支払いする制度です。

■問合せ 企画財政課 ☎47-2115

空き家バンク制度の紹介

空き家の情報をお寄せください

町では、町内の空き家の有効活用による、定住・移住の促進、生活環境の改善、地域の活性化を目的として、空き家情報を提供する「空き家バンク制度」を平成27年7月から始めています。

「空き家バンク制度」とは、空き家の売却または賃貸を希望する所有者などから情報提供を受け、空き家バンクに登録した物件をホームページなどを利用して、利用希望者に紹介する制度です。

空き家を所有されている方で、「売りたい」「貸したい」という方は企画財政課にご連絡ください。

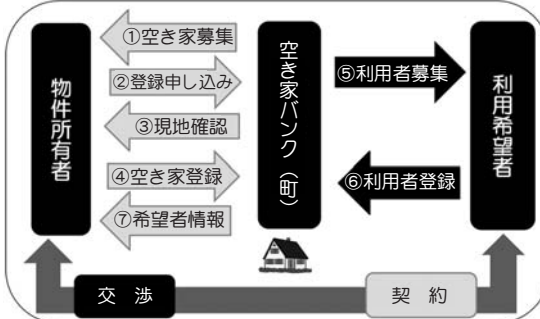
空き家を売りたい、貸したい… 使用していない空き家を有効活用してみませんか？

○対象物件

- (1)町内にあること（個人が所有しているもの）
- (2)住居として建築された建物であること
- (3)住居その他の使用がなされていないこと（概ね1年間、または転居などにより明らかに空き家となることと予定されているもの）
- (4)登録者は、空き家の所有者または売買、賃貸を行うことができる者
- (5)事業者に管理または仲介を委任している物件は、所有者と委任業者との連名で登録するものとする

○登録料 無 料

○町の関与 売買、賃貸に関する仲介は行わず、情報提供と希望者同士の紹介までとなります。



空き家バンクイメージ図

登録手順

- 登 録**
- (1)空き家バンク物件登録申し込み
訓子府町空き家バンク登録申込書に記入のうえ、企画財政課へ提出してください。
 - (2)現地調査
町の担当者と所有者などで現地調査を行います。
 - (3)空き家台帳への登録
- 空き家などの情報提供**
- 役場企画財政課窓口や町ホームページで情報の公開や提供を行います。

■紹介・交渉・契約

- (1)該当物件の利用希望者を紹介します。
 - (2)交渉、契約などは当事者間で行ってもらいます。
 - (3)町では、空き家などの情報の紹介や連絡調整は行いますが「所有者等」と「利用希望者」間で行う売買、賃貸に関する交渉、契約などに関する仲介行為は行いません。また、契約に関するトラブルなどについては、責任を持って、当事者間で解決をお願いします。
- その他**
- 不明な点や相談がありましたら、企画財政課へ連絡してください。